

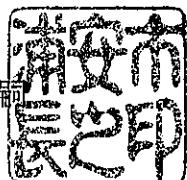
浦国第456号

平成30年8月17日

浦安市国民健康保険運営協議会

会長 佐久間 清様

浦安市長 内田 悅



浦安市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

残暑の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より浦安市の国民健康保険行政の運営につきましては、格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度平成30年12月議会に下記議案の上程を予定していることから、貴協議会に下記のとおり諮問いたします。御審議くださいますようお願い申し上げます。

記

1 諒問内容

浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(浦安市国民健康保険税の税率等の改正)

2 諒問理由

国民健康保険の財政状況は、加入者の高齢化や医療技術の高度化などに伴い、医療費が年々増加しており、財政運営が不安定な保険者が多くなっています。

平成30年度より、国民健康保険制度改革（広域化）により、千葉県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を全額交付することで、財政運営の安定化を図りました。市町村は、所得水準、医療費水準、被保険者数などにより按分された保険事業納付金を納めるとともに、国保税制の健全化に向け、決算補てん目的の法定外繰入金を段階的に縮小・削減を図ることが求められています。

本市の保険税は、これまでも税率改正により、近隣市の保険税率等に近づくよう努めてきましたが、平成30年度においてもなお、一般会計からの法定外繰入金は多額を繰り入れて運営しており、近隣市と比較しても低い保険税となっております。

このことから、法定外繰入金の縮小・削減を目指し、保険税率等の見直しを行うもので